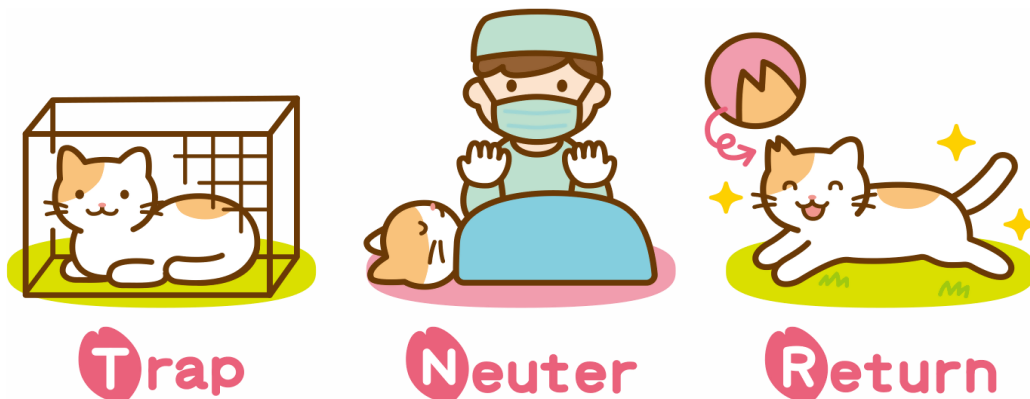


この回覧が回っている地区でTNR活動を行っています。



野良猫を捕獲して手術し、手術済みの印（耳カット）を入れて元いた場所に戻すTNR活動を南伊豆町役場と、猫のボランティアにより行っています。

手術することで繁殖しなくなり、自然に頭数が減っていくことから長期的には猫による糞尿や騒音などの被害を防ぐことに繋がります。

この地区のTNRを行った野良猫の性別や色柄等は全て把握し、今後の生活を見守っていきます。一代限りの命となった猫たちを、温かく見守っていただくようお願いします。

なお、野良猫のトラブルや相談は、生活環境課までお願いいたします。

猫の殺傷・虐待は法律で禁止されています。

野良猫を含めた愛護動物の殺傷・虐待は動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）により禁止されています。

殺傷犯罪（愛護動物を殺す傷つける行為）をした場合

5年以下の拘禁刑または**500**万円以下の罰金

虐待犯罪（飼い主の暴行や衰弱させるなど）をした場合

1年以下の拘禁刑または**100**万円以下の罰金

愛護動物への暴力行為等を発見した場合は、役場生活環境課（62-6270）または警察署（110番）へ通報してください。

